

## 議案第30号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例等の  
一部を改正する条例

【議案提出担当課：総務課】

職員の出張等にかかる旅費の金額の規定について、社会経済情勢の変化に伴う物価高騰等の影響を踏まえ、実態に即したのものに見直しを行い、適切な旅費制度の運用を図るため、関係する条例において所要の改正を行うものであります。

### 1. 改正内容

#### (1) 宿泊料の金額の規定の見直し（第1条から第5条関係）

宿泊料の金額について、「地方区分による定額制」から、「都道府県ごとに上限額を設けた実費精算制」に改めます。

#### (2) 改正する関係条例

- ・ 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例
- ・ 斑鳩町実費弁償条例
- ・ 特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例
- ・ 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- ・ 斑鳩町職員の旅費に関する条例

### 2. 施行期日等

公布の日から施行し、令和7年4月1日以後に出発した出張等に係る旅費について適用します。